

# 食品関連製造業加工用米等価格高騰対策緊急支援金（事業者用）

## 交付要綱

### （趣旨）

第1条 食品関連製造業加工用米等価格高騰対策緊急支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、加工用米等の急激な価格高騰の影響に伴い、原料調達コストが増加している県内食品関連製造事業者（以下「事業者」という。）の経営の安定化を図るため、事業者に対して、食品関連製造業加工用米等価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、支援金とは、加工用米等の急激な価格高騰に伴い、原料調達コストが増加した事業者に対して、交付するものをいう。

2 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象年度 令和7年度とする。ただし、第4条第3項に定める申請書の提出期限までを対象とする。
- (2) 基準年度 令和6年度とする。
- (3) 補助対象者 加工用米等により加工食品や焼酎などの製造を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小企業者をいう。）であり、鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する事業者をいう。ただし、支援金の交付は、同一の対象年度に対して一度に限るものとする。

### （補助対象経費及び補助率）

第3条 支援金の交付の対象経費、これに対する補助率は次のとおりとする。

2 支援金の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助率
食品関連製造業加工用米等価格高騰対策緊急支援事業事務局が補助対象者に対して実施する補助事業に要する経費。	1 / 2

### （支援金の額）

第4条 支援金の額は、300万円を超えない範囲のものとする。

2 支援金の額は、別表に定める方法で算出したものとする。

### （支援金の交付申請）

第5条 規則第3条の支援金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、食品関連製造業加工用米等価格高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（別記様式1）によるものとする。

2 規則第3条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請内容を証明する書類等
- (2) 誓約書（別記様式2）
- (3) その他事務局が必要と認める書類

3 申請書の提出期限は、令和8年10月15日とし、その提出部数は1部とする。

（支援金の交付の決定及び確定の通知）

第6条 事務局は、規則第3条の申請書を受領した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき支援金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、支援金交付決定及び確定通知書（別記様式3）により通知するものとする。

2 事務局は、申請書類の内容を審査し、支援金を交付すべきではないものと決定したときは、支援金不交付決定通知書（別記様式4）により、申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 この支援金は、第6条第1項に規定する支援金の額の確定後、同項に規定する様式により交付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

2 第8条第1項の規定により申請の取り下げをするときは、支援金交付申請取下げ書（別記様式5）により行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この交付要綱の規定に違反したとき
- (3) その他事務局又は県が不相当と認めるとき

2 事務局は、前項の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（事業の経理等）

第10条 申請者は、支援金等に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、支援金等に係る支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

（雑則）

第11条 この交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この交付要領は、令和8年4月16日から施行する。

別表（第3条関係）

算定方法	
<p>支援金は、対象年度（令和7年度）の原料用加工用米等平均購入単価と基準年度（令和6年度）の原料用加工用米等平均購入単価の差額に、対象年度（令和7年度）の原料用加工用米等購入数量を乗じた額の2分の1とする。</p> <p>ただし、支援金は1事業者あたり300万円を超えない範囲のものとし、千円未満は切り捨てとする。</p> <p>酒税法第3条第5号または第25号に規定する酒類等の製造免許を有する事業者については、麴用米の購入単価及び購入数量をもとに算定する。</p> <p>令和5年度又は令和6年度に加工用米を購入し、原料として加工食品等の製造を行っていた事業者で、令和7年度に主食用米等を原料として加工食品等の製造を行った事業者については、令和7年度の主食用米等の購入単価及び購入数量と令和6年度の加工用米の購入単価及び購入数量をもとに算定する。</p>	
$\text{支援額} = (C - F) \times B \times 1 / 2$	
	$C = A \div B$
	$F = D \div E$
<p>A：対象年度（令和7年度）の原料用加工用米等購入金額</p> <p>B：対象年度（令和7年度）の原料用加工用米等購入数量</p> <p>C：対象年度（令和7年度）の原料用加工用米等平均購入単価</p> <p>D：基準年度（令和6年度）の原料用加工用米等購入金額</p> <p>E：基準年度（令和6年度）の原料用加工用米等購入数量</p> <p>F：基準年度（令和6年度）の原料用加工用米等平均購入単価</p>	